

答 申

1 審査会の結論

四街道市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年11月24日付け四街道市教育委員会教指指令第1号で異議申立人に対して行った行政文書不存在を理由とする公開請求拒否決定処分は妥当である。

2 諮問に至る経過

- (1) 異議申立人は、平成27年11月11日付けで、実施機関に対し、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「〇〇〇〇商店との四街道市学校給食用食材供給契約書（以下「契約書」という。）と契約書に基づいた発注書、納入書、食材検査書、参考価格表、請求書、領収書等一連の手續に伴う書類一式」が記載された行政文書について公開を請求した。
- (2) 実施機関は、同年11月24日付けで、異議申立人に対し、「〇〇〇〇商店との契約書と契約書に基づいた発注書、納入書、食材検査書、参考価格表、請求書、領収書等一連の手續に伴う書類一式のうち、食材検査書、参考価格表、領収書」について、条例第11条第2項の規定により、行政文書不存在を理由として、公開請求を拒否することを決定し、通知した。
- (3) 異議申立人は、同年12月14日付けで、実施機関に対し、行政文書の公開請求拒否決定処分を取り消すとの決定を求める旨の異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、同年12月28日付けで、条例第18条の規定により、四街道市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成27年11月24日付けで実施機関が行った行政文書不存在を理由とする公開請求拒否と決定した処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 食材検査書については、契約書第3条第2項の規定において、「甲の指示に従い微生物及び理化学検査結果等を提出しなければならない。」と記載されているため、行政文書として存在するはずである。

(イ) 参考価格表については、契約書第5条第1項の規定において、食材の価格は参考価格表等の単価を基準とする旨の規定があることから、行政文書として存在するはずであり、そうでなければ何をもって適正な納入価格を決定しているのか疑問である。

なお、領収書については、爾後、口座振込ということが分かったため、これについては争わない。

以上、本件公開請求拒否決定処分は、条例の解釈、運用を誤ったものである。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、条例第11条第2項を理由とした公開請求拒否決定処分について、意見書及び口頭による説明聴取の中で、おおむね次のように説明している。

- (1) 食材検査書については、生鮮野菜が加熱調理を行うことを前提としており、又、生鮮野菜の菌等は洗浄、加熱等により減少・死滅されるという理由から、生鮮野菜の検査結果等の提出を求めたことはない。ただし、食の安全に関わる事件に備えて、安全性の確保のため、実施機関が必要であると判断した場合に検査結果等を提出する義務を契約書の条項に入れている。
- (2) 参考価格表については、生鮮野菜は、気候等により納入単価が参考価格表等の単価と大きく乖離することがあるため、徴取したことはない。参考価格表等を徴取する食材は、主に肉・魚・加工食品等である。

5 審査会の判断

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、異議申立人及び実施機関からそれぞれ意見書の提出を求めるとともに、異議申立人及び実施機関の職員から口頭による意見陳述及び説明聴取を行った。それらの結果を踏まえて、次のとおり判断する。

- (1) 異議申立人は、契約書第3条第2項の規定において、「乙（注：受注者）は、甲（注：発注者）の指示に従い微生物及び理化学検査結果等を提出しなければならない。」と記載されていることから、食材検査書は存在するはずである旨を主張する。これに対して、実施機関は、本事案に係る生鮮野菜に関しては、加熱調理を行うことを前提としており、又、生鮮野菜の菌等は洗浄、加熱等により減少・死滅されるという理由から、生鮮野菜納入業者に検査結果等の提出を求めたことはないと主張する。さらに、契約書第3条第2項の規定は、食の安全に関わる事件の発生に備えて、安全性の確保のため、実施機関が必要であると判断した場合に検査結果等を提出する義務を契約書の条項に入れたものであり、問題がなければ、今後も検査結果等の提出を求める予定はないと説明する。

以上のことから、異議申立人に対し、行政文書が不存在であるとの実施機関の説明に不合理なところはないと思料する。

- (2) 参考価格表については、異議申立人は、契約書第5条第1項の規定を根拠に行政文書として存在するはずであり、そうでなければ何をもって適正な納入価格を決定しているのか疑問である旨を主張する。これに対して、実施機関は、契約書第2条第2項の規定において、当該行政文書については、発注者が必要に応じて提出を求めることができるものであり、又、生鮮野菜については、気候等により納入単価が参考価格表等の単価と大きく乖離することがあるため、徴取したことはない当該行政文書が不存在である理由を説明する。

以上のことから、実施機関の説明に特段不自然なところはないと思料する。

なお、実施機関は、生鮮野菜の納入単価の適正性を事後的に確認するため、独立行政法人農畜産業振興機構及び千葉県園芸流通情報の東京青果物情報センター速報の2種類のデータを用いて、毎月「卸売・小売・購入価格比較」を行政文書として作成しているが、同文書は事後的なデータに基づくものであるため、異議申立人が求めている参考価格表とは異なる趣旨のものであると説明する。

以上のように検討した結果、当審査会は、実施機関が平成27年11月24日付け四街道市教育委員会教指指令第1号で異議申立人に対して行った行政文書不存在を理由とする公開請求拒否決定処分は妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月28日	諮問書の受理
平成28年 1月 7日	実施機関に諮問事案に係る意見書の提出を依頼
1月28日	実施機関から諮問事案に係る意見書を受理
2月 1日	・異議申立人に実施機関の意見書を送付するとともに、 異議申立人の意見書の提出を依頼 ・異議申立人に口頭による意見陳述の意向を照会
2月 5日	異議申立人から口頭意見陳述申立書を受理
2月22日	異議申立人から意見書を受理
5月10日	第1回審議
7月 5日	第2回審議 ・実施機関から資料提出

	・実施機関の口頭説明聴取
10月 4日	第3回審議 ・異議申立人の口頭意見陳述聴取
11月22日	第4回審議
平成29年 1月17日	第5回審議 ・実施機関から資料提出 ・実施機関の口頭説明聴取
2月14日	第6回審議
5月 9日	第7回審議

平成29年 5月 9日

四街道市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 酒井 正文
副会長 木谷 太郎
委 員 荒木 昭夫
委 員 高山 達郎
委 員 畠中 伸敏